



公立学校共済組合京都支部 宿泊等利用補助券（宿泊）

組合員番号		補助券金額	3,000円
累計発行枚数		有効期限	
印刷No./発行枚数		管理番号	

組合員氏名		連絡先（電話番号）	
組合員	フリガナ		— —
	氏名		自宅・携帯・勤務先・その他 (いずれかに○)
利用者氏名		続柄 (組合員との関係)	連絡先（電話番号）
利用者	フリガナ		— —
	氏名		自宅・携帯・勤務先・その他 (いずれかに○)
利用施設名			
チェックイン年月日	年 月 日 ()		

◎ この利用補助券は、1人1泊当たりの利用額(消費税相当額及び宿泊税を除く。)が6,000円以上の場合に使用できます。

◎ 利用可能な宿泊施設は、当支部が契約する指定宿泊施設及び保養等施設のみです。

※ 組合員、被扶養者それぞれ1名1泊の利用につき1枚利用補助券が必要です。

(利用例) 組合員1名と被扶養者1名の計2名で1泊宿泊する場合 ⇒ 宿泊3,000円×2枚

※ チェックイン時に組合員資格が確認できるものを提示してください。

(マイナポータルの資格情報画面等、資格確認書、又は現行の組合員証/被扶養者証(令和7年12月1日まで)のいずれか)

備考

- ・ 利用補助券の利用者は、京都支部の組合員又は被扶養者証に認定されている方に限ります。
- ・ 助成回数は、組合員と被扶養者の通算で年度内12回(泊)までです。
- ・ 不正使用が判明した場合、助成相当額をお返しいただくことになります。
- ・ 公務での利用はできません。公務での利用が判明した場合、助成相当額をお返しいただきます。
- ・ 予算上限に達した場合は、事前予告なく、利用補助券が使用できないことがあります。
- ・ 有効期限は令和8年3月31日です。
- ・ 利用補助券は年度内に12枚までしか発行できません。(同じ管理番号の補助券をコピーして複数枚使用することはできません。)